

令和3年度神奈川県障害者自立支援協議会委員

(敬称略)

区 分		所 属 ・ 職	氏 名	
当 事 者		横須賀本人会トウモロカエル	小 山 登	
		社会福祉法人 南足柄市社会福祉協議会 自立サポートセンター スマイル ピアサポーター	小 泉 智 史	
		地域生活サポートセンターとらいむ ピアサポーター	下 条 章 子	
相 談 支 援 事 業 者	圏 域	横須賀・三浦 横須賀・三浦障害保健福祉圏地域生活ナビゲーションセンター 社会福祉法人海風会	山 崎 辰 夫	
		湘南 湘南東部障害保健福祉圏地域生活ナビゲーションセンター NPO法人藤沢相談支援ネットワーク	田 中 秀 巳	
		湘南 湘南西部障害保健福祉圏地域生活ナビゲーションセンター 社会福祉法人常成福祉会	千 葉 高 史	
		県 央	県央障害保健福祉圏地域生活ナビゲーションセンター 社会福祉法人唐池学園	田 中 晃
		県 西	県西障害保健福祉圏地域生活ナビゲーションセンター 社会福祉法人風祭の森	大 友 崇 弘
	県 域	社会福祉法人神奈川県総合リハビリテーション事業団 神奈川県リハビリテーション支援センター所長	村 井 政 夫	
		特定非営利活動法人 神奈川県精神障害者地域生活支援団体連合会理事長	戸 高 洋 充	
		特定非営利活動法人神奈川県障害者自立生活支援センター理事	川 田 隆 一	
		社会福祉法人 星谷会 理事	安 藤 浩 己	
学 識 経 験 者 (有 識 者)		和泉短期大学児童福祉学科教授	鈴 木 敏 彦	
		特定非営利活動法人 日本相談支援専門員協会 代表理事	菊 本 圭 一	
		社会福祉法人 みなと舎 支援センターライフゆう 施設長	森 下 浩 明	
関 係 行 政 機 関 の 職 員	国	神奈川県労働局職業安定部職業対策課長	福 本 秀	
		横浜市健康福祉局障害福祉保健部障害施策推進課長	佐 渡 美 佐 子	
		川崎市健康福祉局地域包括ケア推進室専門支援担当課長	津 田 多 佳 子	
	市 町 村	相模原市健康福祉局地域包括ケア推進部高齢・障害者福祉課長	米 山 守	
		鎌倉保健福祉事務所長	佐々木 つぐ巳	
		中央児童相談所長	佐久間 てる美	
		総合療育相談センター所長	南 出 純 二	
		中井やまゆり園長	菅 野 大 史	
		精神保健福祉センター所長	山 田 正 夫	

※ 網掛けは新任委員

神奈川県障害者自立支援協議会設置要綱

(目的)

第1条 かながわの障害者が、地域において自立した日常生活や社会生活を営み、安心して豊かに暮らすことができるよう、質の高い相談支援体制の整備等を促進するため、神奈川県障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 協議会は、25人以内の委員をもって組織する。

- 2 委員は、障害者の相談支援事業に従事する者、関係行政機関の職員、学識経験者、障害者のうちから神奈川県福祉子どもみらい局福祉部長が選任する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(協議事項)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の事項について、協議を行う。

- (1) 障害保健福祉圏域（以下「圏域」という。）及び市町村における相談支援に関すること。
- (2) 専門性の高い相談支援事業及び広域的な支援事業に関すること。
- (3) 相談支援従事者研修等研修事業に関すること。
- (4) その他必要な事項に関すること。

(役員)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、会議に、関係者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(部会)

第6条 協議会に、個別の問題について特に検討を行うため、次の部会を設置する。

- (1) 研修企画部会 相談支援従事者研修の実施方法等の検討を行う。
- (2) 権利擁護部会 権利擁護及び虐待防止に係る体制整備、並びに研修の実地方法等の検討を行う。

(圏域自立支援協議会)

第7条 協議会に別表に掲げる圏域自立支援協議会を設置する。

2 圏域自立支援協議会の組織及び運営に関する事項は、別に定める。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害福祉課において処理する。

(会長への委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営その他必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年1月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年10月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年7月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第7条関係）

圏域自立支援協議会	所管区域
横須賀三浦圏域自立支援協議会	横須賀市、三浦市、鎌倉市、逗子市、葉山町
湘南東部圏域自立支援協議会	藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町
湘南西部圏域自立支援協議会	平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町
県央圏域自立支援協議会	厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村
県西圏域自立支援協議会	小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町

令和3年度神奈川県障害者自立支援協議会 研修企画部会委員 名簿

(敬称略)

区 分	委 員 名	所 属
有 識 者 (協議会委員)	菊 本 圭 一	特定非営利活動法人日本相談支援専門員協会 代表理事
有 識 者	吉 田 展 章	特定非営利活動法人藤沢相談支援ネットワーク ふじさわ基幹相談支援センターえぼめいく 所長
横 浜 市	根 岸 桂 子	健康福祉局障害福祉保健部障害施策推進課相談支援推進係 係長
川 崎 市	後 藤 将 志	健康福祉局総合リハビリテーション推進センター 企画連携推進課障害者支援担当 係長
相 模 原 市	渡 辺 知 世	健康福祉局地域包括ケア推進部高齢・障害者福祉課障害福祉班
横 須 賀 市	大 内 泰 之	福祉部地域福祉課総合相談担当
圏 域	山 崎 辰 夫	社会福祉法人 海風会


(敬称略)

令和3年度 神奈川県障害者自立支援協議会権利擁護部会委員 名簿			
区分	所属	役職名・職名	氏名
相談支援事業者	湘南西部	湘南西部障害保健福祉圏域 地域生活ナビゲーションセンター 社会福祉法人常成福祉会 丹沢自律生活センター総合相談室	マネージャー 千葉 高史
	県域	特定非営利活動法人 神奈川県障害者自立生活 支援センター	理事 川田 隆一
関係行政機関	市町村	川崎市障害計画課地域支援係	事務職員 三井 真由美
		横須賀市福祉部障害福祉課 地域生活支援係	係長 宮川 一幸
		中井町福祉部福祉課	社会福祉士 紫牟田 かな子
	国	神奈川労働局 雇用環境・均等部企画課	雇用環境改善 ・均等推進 指導官 太田 真人
	県	中央児童相談所 虐待対策支援課	課長 佐藤 和宏
学識 経験者	和泉短期大学 児童福祉学科	教授 鈴木 敏彦	
警察	神奈川県警察本部 生活安全部 人身安全対策課	課長補佐 中川 雅之	

神奈川県 <http://www.pref.kanagawa.jp/>

資料 2

神奈川県障がい福祉計画の改定について


 ともに生きる社会
 かながわ盛幸

2019年（令和元年）6月20日、7月10日の両回開催しました
 2019年（令和元年）5月27日開催した第1回改定協議会
 2019年（令和元年）6月20日開催した第2回改定協議会
 2019年（令和元年）7月10日開催した第3回改定協議会

Kanagawa Prefectural Government

第6期障がい福祉計画について

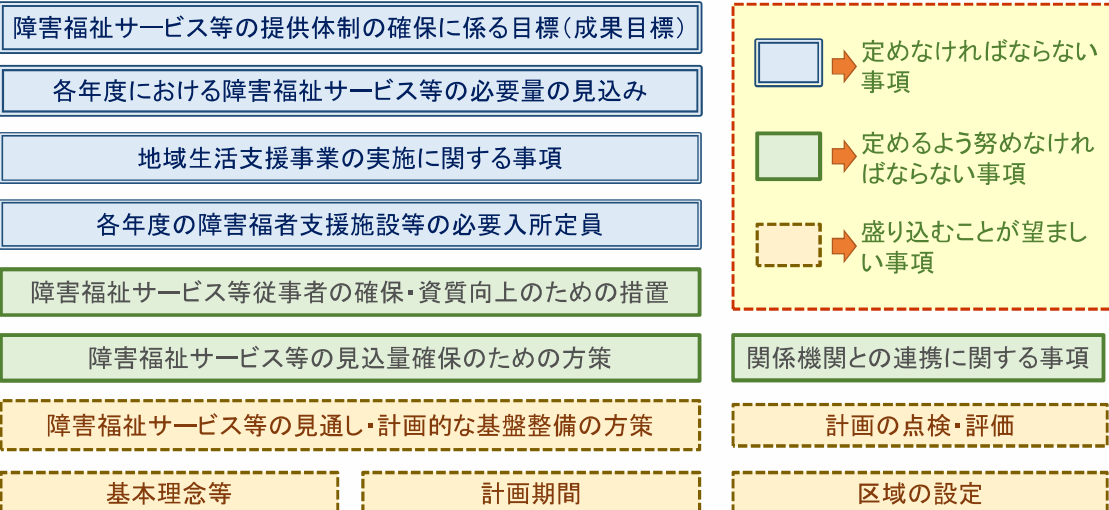
障害者総合支援法において、都道府県は、国の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（基本指針）に即して障害福祉計画を策定することとされている。



<第6期計画>

- ・ 令和2年5月19日付で改定された基本指針に基づいて策定
- ・ 計画期間：令和3年度から令和5年度まで

第6期計画に規定する内容について



Kanagawa Prefectural Government

3

主な成果目標と本県の状況

○ 施設入所者の地域生活への移行

	第6期基本指針の目標	本県の状況	(第5期計画の目標)
地域生活移行者数	令和元年度末施設入所者の6%※以上が地域生活へ移行	平成28年度末施設入所者数のうち177人(3.61%)が移行(令和2年度末)	平成28年度末施設入所者数4,899人のうち470人(10%)が移行
施設入所者数	令和元年度末施設入所者の1.6%※以上削減	平成28年度末施設入所者から154人(3.14%)削減(令和2年度末)	平成28年度末施設入所者数から74人(1.5%)削減

※第5期計画の未達成割合を上乗せすることとされている。

Kanagawa Prefectural Government

4

主な成果目標と本県の状況

○ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

	第6期基本指針の目標	本県の状況	(第5期計画の目標)
新 退院1年以内の平均地域生活日数	316日以上	322日 (平成28年3月退院者)	—
1年以上の長期入院患者数	5,524人 ※暫定値	6,417人 (令和元年6月末時点)	5,594人
退院率	3か月後 69%以上 6か月後 86%以上 1年後 92%以上	3か月後 58% 6か月後 82% 1年後 90% (令和元年6月末時点)	3か月後 69% 6か月後 84% 1年後 90%

Kanagawa Prefectural Government

5

主な成果目標と本県の状況

○ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

第6期基本指針の目標	本県の状況	(第5期計画の目標)
新 各市町村又は圏域に少なくとも1つ以上確保しつつ、年1回以上運用状況の検証・検討を実施	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域生活支援拠点等設置市町村 13市(令和2年度末) ■ 運用状況の検証等実施市町村 7市(令和2年度末) 	各市町村に地域生活支援拠点等を整備

Kanagawa Prefectural Government

6

主な成果目標と本県の状況

○ 福祉施設から一般就労への移行等

	第6期基本指針の目標	本県の状況	(第5期計画の目標)
一般就労移行者数	令和元年度の1.27 ※倍	平成28年度の 1.21倍 (令和元年度末時点)	平成28年度の 1.6倍
新 就労定着支援利用者	一般就労移行者の7割以上が利用	現在調査中	—
新 就労定着率	就労定着率8割以上の就労定着支援事業所 7割以上	現在調査中	—

※第5期計画の未達成割合を上乗せすることとされている。

Kanagawa Prefectural Government

7

主な成果目標と本県の状況

○ 障がい児支援の提供体制の整備等

	第6期基本指針の目標	本県の状況	(第5期計画の目標)
	児童発達支援センターを各市町村に1か所以上設置	児童発達支援センター設置市町村 22市町 (令和2年度末時点)	—
新	難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の確保	(未対応)	—
	主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所を各市町村に1か所以上確保	主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所設置市町村 18市町 (令和2年度末時点)	—

Kanagawa Prefectural Government

8

主な成果目標と本県の状況

○ 障がい児支援の提供体制の整備等

第6期基本指針の目標	本県の状況	(第5期計画の目標)
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所を各市町村に1か所以上確保	主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所設置市町村 22市町 (令和2年度末)	—
各圏域及び市町村に医療的ケア児支援のための協議の場の設置	協議の場設置状況 23市町 (令和2年度末)	各圏域及び各市町村に協議の場を設置
新 各圏域及び市町村に医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置	コーディネーター配置状況 10市町(19人) (令和2年度末)	—

Kanagawa Prefectural Government

9

主な成果目標と本県の状況

○ 相談支援体制の充実強化等

第6期基本指針の目標	本県の状況	(第5期計画の目標)
新 各市町村又は圏域で相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保	基幹相談支援センター設置市町村 24市町 (令和2年度末時点)	—

Kanagawa Prefectural Government

10

主な成果目標と本県の状況

○ 障害福祉サービス等の質の向上の取組に係る体制の確保

第6期基本指針の目標	本県の状況	(第5期計画の目標)
新 障害福祉サービス等の質の向上の取組に係る体制の構築 <ul style="list-style-type: none"> ▪ 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用 ▪ 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有 ▪ 指導監査結果の関係市町村との共有 	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用 → 実施済 ▪ 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有 → 未実施 ▪ 指導監査結果の関係市町村との共有 → 一部実施 	—

Kanagawa Prefectural Government

11

第6期計画の課題と対応の方向(イメージ)

第6期計画策定に当たっての主な課題

- 「当事者目線の新しい障がい福祉のあり方」の反映
- 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた対応
- 最新動向の反映(例: 医ケア児支援法など)

<対応の方向(イメージ)>

計画の「基本的な視点」等に次の項目を追加・目標設定にも反映

- **当事者目線の新しい福祉の実践**
→ 意思決定支援の全県展開・地域生活を支える社会資源の充実 等
- **災害や感染症まん延等にも対応した持続可能なサービスの提供**
- **医療的ケア児支援のさらなる充実**

Kanagawa Prefectural Government

12

今後の議論のポイント

<今後の議論のポイント>

- 「当事者目線の新しい障がい福祉のあり方」など本県が独自に推進する施策をどのように計画に盛り込んでいくか
- 第5期計画の取組結果を踏まえ、第6期計画で設定する成果目標は適切か
- 成果目標を達成するためにどのような方策が必要かなど

令和3年度の審議会開催予定

令和3年

9月頃 第2回審議会開催

- 令和2年度取組実績の報告(第5期計画の総括)
- 第6期計画**骨子案**を報告

11月頃 第3回審議会開催

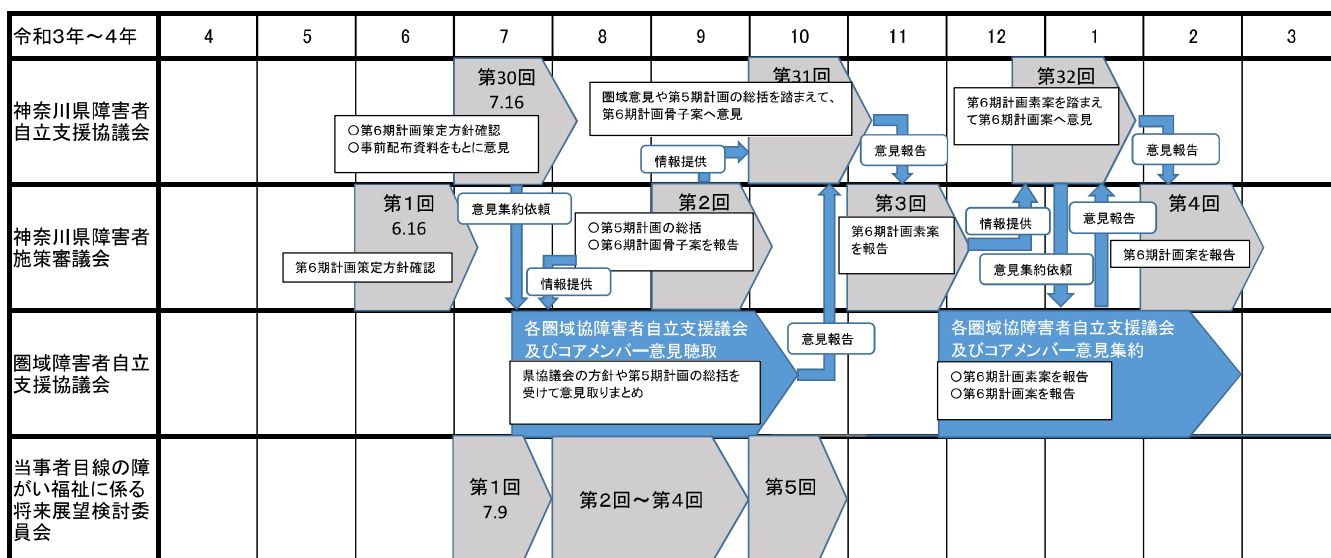
- 第6期計画**素案**を報告

令和4年

2月頃 第4回審議会開催

- 第6期計画**案**を報告

神奈川県障がい福祉計画の改定スケジュール



【 横浜市 圏域 】 障害者自立支援協議会

会長 高山 直樹先生 (所属) 東洋大学 社会福祉学科 教授

1 地域課題

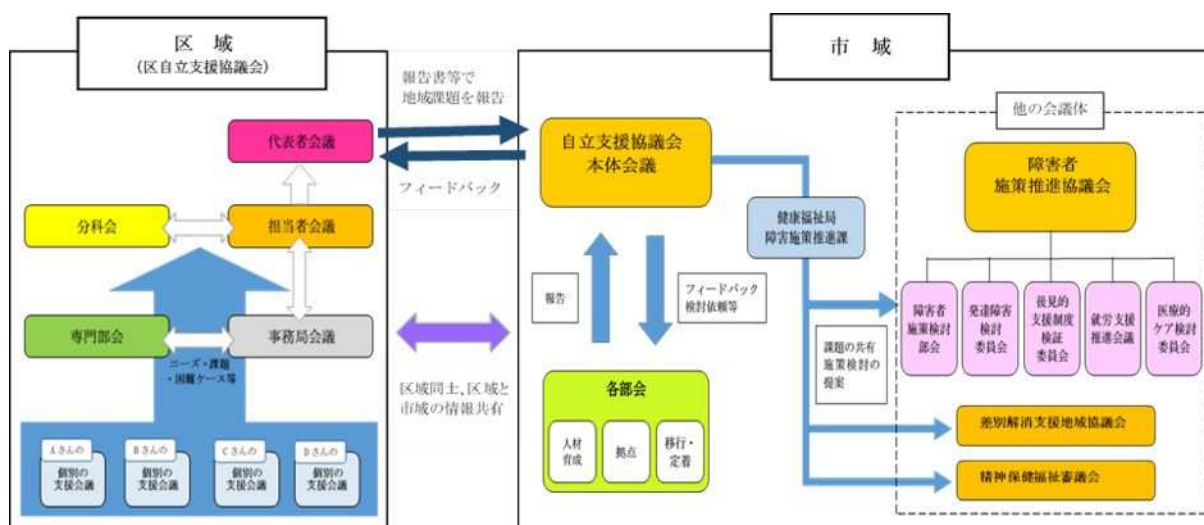
- 計画相談支援の仕組みの簡素化や体制整備。
- 医療的ケアの必要な重症心身障害児者の地域生活支援に係る課題（移動支援や日中活動の場の不足）。
- 行動障害や様々な背景で居住地の設定ができない方への支援に関する課題。
- 軽度知的障害や発達障害及び精神障害の重複障害のある方への支援として、精神科病院への入院を余儀なくされている方々（触法ケースを含む）の地域移行と地域定着に向けた課題。
- コロナ禍における相談支援従事者の質の向上（緊急時にも柔軟に対応できる人材の育成等）。

2 課題解決に向けた取組み方針

上記課題に取り組むための体制づくりが必要と考え、各会議体の関係性を整理し、区協議会と市協議会がどのように連動するのか、どのように施策につないでいくことができるのか等について構成図を用いて整理した。各区の特性を生かしながら、地域のネットワークづくりを活性化し、市協議会を通じて情報共有やフィードバックを行うため以下の項目に取り組む。

- 各区協議会の取組報告書の様式を変更し、区域同士、区域と市域の情報共有を促進させる。
- 市協議会各部会の委員及び事務局が本体会議に参加することで、市協議会と各部会の連動性を高める。
- ビジネスチャットツールを活用し、区協議会事務局及び市協議会委員が参加することで、情報や課題を共有しやすい仕組みを作る。
- 「横浜市相談支援従事者人材育成ビジョン」に書かれている理論と日々の実践とを結びつけるための仕組みとして紙媒体での通信を発行し、各区協議会で活用することで人材育成に繋げる。

3 その他（協議会体制イメージ図）



【川崎市】地域自立支援協議会

会長 行實志都子（神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部社会福祉学科教授）

1 地域課題（主なものを抜粋）

- ① 福祉施設から地域生活への移行が進んでいない。
- ② 障害者相談支援センター（障害者相談支援事業・基幹相談支援センター）の認知度が不足している。
- ③ 計画相談支援の供給量が不足している。
- ④ 相談支援従事者の質の向上が必要である。
- ⑤ 高次脳機能障害を理解し、本人の特徴に合わせた必要な配慮をしてくれる日中活動の場がなかなか見つからない。
- ⑥ 放課後等デイサービス事業所の人材育成や、関係機関との連携強化が必要である。
- ⑦ 教育と福祉の連携強化が必要。
- ⑧ 生活介護事業所が不足している。
- ⑨ 児童期から成人期への移行期に支援が途切れてしまう。
- ⑩ 医療的ケアが必要な方への移動支援が必要。
- ⑪ グループホームの整備や、空き情報を得やすい仕組みが必要。
- ⑫ 障害者が一人暮らしをする際の住まい探しが難しい。
- ⑬ 訪問系サービスのヘルパーが不足している。
- ⑭ 災害時の障害者の避難支援や安否確認に関する仕組みが十分に整っていない。

2 課題解決に向けた取組み方針

- ・ 1の地域課題を踏まえ、今後も障害者計画・障害福祉計画（かわさきノーマライゼーションプラン）策定に対する意見を提出する。
- ・ 1の①③④⑫については、市地域自立支援協議会の部会において取組みを行う。

3 取組みの結果（途中経過含む）

- ・ 市地域自立支援協議会から川崎市障害者施策審議会に対し、現障害者計画・障害福祉計画（第5次かわさきノーマライゼーションプラン）の策定に向けた意見書を提出した。
- ・ 1の①については、市地域自立支援協議会入所施設からの地域移行部会の設置に向け検討を進めている。
- ・ 1の③については、市地域自立支援協議会計画相談支援部会において、指定特定相談支援事業所向けの『計画相談支援の手引き』の改定作業を進めるとともに、令和3年10月から市独自に開始する事業所・施設による代替的サービス等利用計画（サポートプラン）作成のマニュアルを改定している。
- ・ 1の④については、市地域自立支援協議会人材育成部会において、地域における人材育成の取組の一つとして、「雑談Café」をモデル実施した。
- ・ 1の⑫については、市地域自立支援協議会精神障害者地域移行・地域定着支援部会において、不動産会社との意見交換会を開催した。

4 その他

【相模原市】障害者自立支援協議会

会長 村井 祐一（所属）田園調布学園大学 社会福祉学科教授

※回答の時点では今年度の市協議会未実施のため、地域課題など前回の回答と同様の内容を含みます。

（第1回市協議会開催日：令和3年6月30日（水））

1 地域課題

- ①障害福祉分野と高齢福祉分野の連携が十分とはいえず、65歳を超えて支援の中心が障害から高齢に移行する時や双方での連携が必要な場面で、効果的な支援につながらないことがある。
- ②障害福祉分野の機関と地域（住民・民生委員等）との連携が不十分なことから、当事者自身が相談内容を具体的に発信できないと障害福祉サービス等につながりづらくなっている。
- ③グループホーム、放課後デイサービス事業所などが市内で急増している現状の中、人材育成が不十分なことによる不適切な支援の懸念がある。
- ④高齢福祉分野との連携などニーズが多様化する中で、中央区における一般的な相談支援の対応が難しくなっている。

2 課題解決に向けた取組み方針

- ①高齢福祉分野の機関に協議会の部会委員として参画いただいたほか、障害福祉分野及び高齢福祉分野の相談支援機関等を対象に、それぞれ分野の支援の流れや意識している点について知ることができる研修を実施した。
- ②地域との連携の可能性を見出すため、地域資源の掘り起こしや実際に地域（警察、コンビニ、学校）と連携した事例集を作成した。
- ③虐待防止・権利擁護部会において事業所への出張型アウトリーチ研修の実施及び研修等で使用する映像（「児童の権利を守るために私たちができること（発見→通告→家族面談の流れを知る）」）の作成を行った。
- ④一般的な相談の受け皿を拡充していくため、中央区内の指定特定相談支援事業所及び行政関係機関等の連携に係る現状を整理し、その中で見えてきた課題に対して、中央区内に委託相談事業所を設置することや基本相談を受けた事業所への加算等の解決策を検討した。

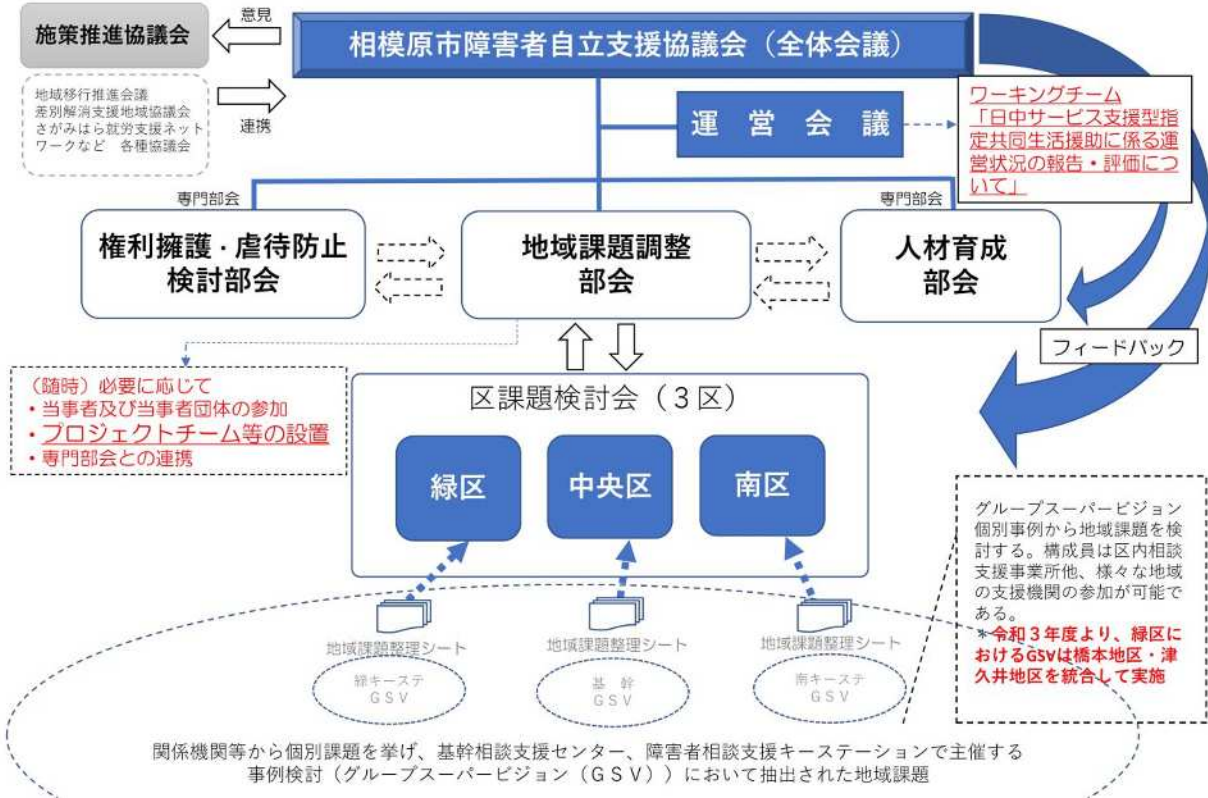
3 取組みの結果（途中経過含む）

いずれの取組みも委員の任期である令和元年度からの2年間の成果物として実施したため、今年度以降、それらの活用方法や効果について検証していく。

4 その他

各区で実施しているグループスーパービジョン（基幹相談支援センターまたは委託相談事業所主催）においては、市独自の「地域課題整理シート」を使用して地域課題の抽出を行っている。抽出された課題は協議会で検討できるスキームとなっている。

令和3年度相模原市障害者自立支援協議会の運営イメージ



【 横須賀・三浦障害保健福祉圏域 】 障害者自立支援協議会

会長 岸川 学 (所属) 神奈川県立保健福祉大学 社会福祉学科 講師

1 地域課題

- I. 当圏域において昨年度(令和2年度)までに2市1町が基幹相談支援センターを設置し、今年度(令和3年度)4月に開所された市があり、残る1箇所の市も令和5年度までに整備を予定している状況。具体的運用(機能のさせ方)については各市町に委ねられ、既設の市町の機能も異なっている。如何に機能し、地域の支援体制の整備に寄与するかが問われる。また、5市町のうち4市町で設置されたことにより、基幹相談支援センターの連携がより図られるよう期待される。
- II. 福祉・教育・インフォーマル資源の連携について。特に、障害児の通学手段に対する通学バスやヘルパーによる移動支援の問題点等は、法令・制度や縦割行政による担当部署及び地域格差等、複合的な要素となり、問題提起及び検討・解決へのハードルが高いものとなっている。
- III. 支援者、療育者、教育者、協力者などにつながり難い課題があるケースへの対応について。昨年度に発生した特有の課題として、利用者や支援者が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合、関係する機関へ連絡するとして「誰が?いつ?どこに?どこまで?…等」、自治体による差や事業所・法人による差、サービス体系による差等が発生している。

2 課題解決に向けた取組み方針

- I. 既設基幹相談支援センターの活用・促進と共に、コロナ禍の中でも、コロナ対策に徹した対面開催や書面開催の方法等で地域自立支援協議会が開催され、協議会への出席を継続する。
- II. 教育機関、福祉機関、住民組織双方がお互いを知り合う機会として会議や協議を行う。
- III. 昨年度はコロナ禍の中、新型コロナウイルス感染症対策に迫られた感が強く、対面形式の会議や打合せは激減したが、ZOOM・電話・メール・書面等を活用する方法で課題解決を図った。今年度も同様に対策を徹底し、会議等を開催したい。

3 取組みの結果(途中経過含む)

- I. 今年度、基幹相談支援センター設置個所が増えるため、圏域版基幹相談支援センター連絡会の必要性がより増した。合わせて、圏域ナビケーションとの関係性をどうするか、新たな課題となり、関係機関との協議が必要と考える。
- II. 福祉と教育の連携については、地域協議会の課題となる通学手段も、会議による協議の結果として、自治体独自の通学支援(タクシー利用等)や、県立養護学校通学バスのルートや対象学年の見直し等に結びついたのではと考えられる。
- III. コロナ禍の中、特にZOOMやテレビ電話等、新たに通信手段を利用した利用者支援や、関係機関が連携する方法に進捗が見られた。また、自治体やサービス事業所関連でも、新型コロナウイルス対策として周知方法や連絡方法が模索され、具体的な方法が提示された。

4 その他

- ・事例検討会や各関係機関との協働や共同企画や開催を目標としていたが、コロナ禍の中、対面形式の会議や研修会について、昨年度は機を逸し、行うことが出来なかった。今年度は状況を鑑み、対策を徹底した上で、事例検討会等を開催したい。
- ・昨年度課題とした、精神障害者に対応する地域包括ケアシステムの協議の場への参画、各機関で行われる企画・研修等の共同開催、発達障害者地域支援マネージャーとの協働については、今年度への継続とし、推進したい。

【湘南東部障害保健福祉圏域】 障害者自立支援協議会

会長 戸高 洋充

(所属) 社会福祉法人藤沢ひまわり

1 地域課題

①意思決定支援

高齢者と障害者の世帯に対する意思決定支援の方法や児童期から成人期に移行する際の支援者間の意思決定支援の考え方のズレ、児童期の直接支援場面における意思決定支援の方法等、支援現場からは意思決定支援を行なう上での具体的な場面で課題を抱えていることが見えてきた。「意思決定支援」が支援者間で認知されてきているが、分野、事業所、個人ごとに意思決定支援の考え方やプロセスに個人差が出ていることから、意思決定支援の共通理解が必要である。

②重度障害者の生活を支える

重度障害者が利用できる福祉サービスが少なく、選択肢の幅が狭まり、生活においてご家族に頼らざるを得ない状況である。重度障害者への支援において障害特性から福祉のみならず医療、教育、行政機関等一体的な支援が必要であるが、湘南東部圏域には中核的な機関等が存在していない現状がある。また、医療的ケア児等コーディネーターの役割について、コーディネーター自身や行政機関をはじめとして関係機関内においても期待値が高まる一方で具体的な動きは、見えてきていない現状がある。

2 課題解決に向けた取組み方針

①意思決定支援ワーキングを中心に具体事例を用いて当事者・サービス提供事業所・相談支援事業所・行政機関・社会福祉協議会等の様々な所属の委員による検討を行い、意思決定支援について共通理解を図る。また、相談支援専門員のスキルアップワーキングでは、津久井やまゆり園の地域移行に関わる相談支援専門員の実践報告を踏まえ、意思決定支援の手法を情報共有するなど部会を横断して意思決定支援に関する課題について検討の場を持つ事とした。

②圏域内の医療的ケア児者が通学している養護学校、通所している生活介護事業所を対象に必要な医療的ケアの内容等の実態調査を行い、必要な社会資源等に関する量的把握に努める。受講終了された医療的ケア児等コーディネーターに重度障害者等の医療ケアに関する連絡会に参画していただき、現段階において活動している内容や役割等について意見交換を行いながら、顔の見える関係性の構築、コーディネーターが抱え込まないような地域づくりに向けて情報共有を行う。

3 取組みの結果（途中経過含む）

①意思決定支援に関する課題について情報共有を行い、ワーキング実施の方向性について確認を行った。圏域内の障害福祉サービスに関わる支援者を対象とした意思決定支援をテーマとした研修については、当事者委員にも参画していただき研修企画を進めることとなっている。

4 その他

○令和3年度 湘南東部障害保健福祉圏域自立支援協議会 実施予定日

第1回 令和3年8月6日（金）10：00～12：00

第2回 令和3年11月5日（金）10：00～12：00

第3回 令和4年2月18日（金）10：00～12：00

【 湘南西部圏域 】 自立支援協議会

会長 萩原勝己 (R2 年度)

(所属) 社会福祉法人 素心会

1 地域課題

課題①「コロナ禍で緊急対応が必要な行動障害のある方の短期入所が見つかりづらい」

養護者による障害者虐待の認定を受けた行動障害のある方の分離ができなかった (令和2年度第1回圏域協議会 報告事例)

課題②「支援が難しい行動障害のある方で、住まいが決まらず短期入所施設を転々と移動して生活している方がおり、将来の見通しが立っていない。援護地の行政と相談支援専門員は、専門的なアセスメントが不十分な中、利用施設の調整と施設間の支援の連続性の担保に疲弊している。」

11の短期入所施設を数日利用しながら転々としているが、その生活を8か月近く続ける中で、ご本人のみならず、市町行政も体力的に限界に近い。(令和2年度第2回圏域協議会 第1回協議会報告事例のその後の支援状況)

課題③「家族がコロナ入院した重症心身障害のある陰性の方が利用できる短期入所協力施設が無い」

多くの事業所が最大限できることを検討したが、結果として手出しできなかった。陽性のご家族(ご本人のケア経験なし)が重症化せず、支援者の電話サポートによりケアを実践したので、なんとか乗り切った。(令和2年度第2回圏域協議会 報告事例)

2 課題解決に向けた取組み方針

市町での解決が難しい場合は、圏域協議会の場を活用して解決に向けた協力を依頼する。必要に応じて、圏域協議会委員・オブザーバーに個別に相談し、協力を依頼する。また、市町単位、圏域単位での解決には限界があるため、神奈川県障害者自立支援協議会に以下の通り提言する

提言①「緊急で対応すべき方の短期入所を滞りなく進めるために、県立施設を中心としたコロナ禍における役割整理が必要である」

提言②「行動障害のある方の地域での支援を進めるため、コーディネート機能(有期限の入所による利用者評価や機関支援)が必要である」

提言③「家族がコロナ入院して自宅に取り残される陰性の重症心身障害のある方が、安心して利用できる生活場所(短期入所協力施設等)が必要である」

3 取組みの結果(途中経過含む)

【課題①、②】

圏域協議会事務局も参加して、事例検討会を開催し、今後の支援の方向性を確認する場を持った。その後、行政・相談支援専門員が短期入所事業所を集めてケア会議を開催し、支援の連続性の担保に向けた各所調整を行った。それにより、今年度から長期入所により家族との分離が可能となったため、障害者虐待の個別事例としては終了した。しかし、今回の地域課題から顕在化した課題の温床は解消しておらず、提言にある新たな仕組みが必要な状況に変わりはない。

4 その他

医療的ケア児等コーディネーターの配置について、市町の事情に応じた適切な形を検討するため、神奈川県にも協力を仰いで圏域内で市町行政の意見交換会を開催することを検討している。

【 圏域 】 障害者自立支援協議会

会長 鈴木 敏彦

(所属) 和泉短期大学

1 地域課題

(1) 市町村における地域生活支援拠点の推進に係る課題

・緊急受入の対象となる、入所施設を希望する方、入所施設を拒む方、自宅から離れたくないなど、様々な意思や思いがあり、個々の意思を尊重した緊急一時受入体制(受付、調整、移送手段、対応施設・職員の確保、登録制度・個人情報取得、予算等)を整備が課題となっている。

・個々の市町村や近隣市では対応困難となっている医療ケア・行動障がいのある方受入体制ができていないことが課題となっている。※別添「各市町村地域生活支援拠点整備に伴う意見」参照

(2) 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム推進における課題

・国から地域包括ケアシステムのイメージ図は提示され、いくつかの項目建てはされているが、何をすすめていったらよいか悩む市町村の現状がある。

(3) 新型コロナウイルス禍での地域生活支援の関する課題

・感染拡大防止のため、利用者が利用する複数事業所間での迅速な情報共有、小規模化が進むグループホームでの隔離の場の確保、非常勤職員等短時間の職員を含めた感染予防のための教育・研修機会の不足、行き過ぎた外出禁止や自粛、障がい当事者の気持ちに寄り添う啓発や情報伝達できていない。

・福祉サービス事業所に業務継続支援計画策定が義務づけられたが、周知が行き届いていないこと、立案のための知識、資源の不足などがありすすんでいないという課題がある。在宅障がい者・家族への感染時・ワクチン接種についての相談体制が不足している。

(4) ネットワーク形成における課題

・新型コロナウイルス禍において、障害福祉サービス利用者をはじめ障がいのある方や家族が経験したことのない課題に直面する一方で、協議会や連絡会、専門部会の活動等が書面開催となったため、必要な情報提供や課題の聞き取りや集約が困難となった。市町村内、圏域、県域などこれまでの「つながり」が希薄となり孤立感が深まった。

2 課題解決に向けた取組み方針

(1) 地域生活支援拠点の推進については、圏域での連絡会を立ち上げ、市町村担当者・基幹センターを中心に研修会を開催。今年度も各市町村での取組みの共有化、全国の実践例の研修会に取り組む。

(2) 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム推進についても、県の保健所や市町村間の情報交換に取り組み、実際の支援ニーズの把握、対応の課題等について共有していきます。

(3) 新型コロナウイルス禍での地域生活支援では、福祉サービス事業所の業務継続支援計画の研修会、各市町村での福祉サービス事業所間で研修や実践例の情報交換、共助・協力体制の検討

(4) ネットワーク形成は、県域の調整会議・県協議会が中止・書面となるなか、5 圏域のリモート会議が独自に開催され、力強い「つながり」を感じることができた。今後もリモート等の手段なより各市町村・圏域での実践の共有化を図り、それぞれの市町村域での地域生活支援にかかしてきたい。

3 取組みの結果（途中経過含む）

(1) 地域生活拠点では、各市町村が個々の緊急受入体制整備について、令和 3 年度の予算化ができた。2020 年 3 月相談支援員のための医療ケアを含む重症心身障害児者の短期入所利用の実践ガイドを作成した。

(2) 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムでは、保健所と各市町村の協議会専門部会・基幹センターとのネットワークができつつあり、市、保健所の役割を整理しながら、市町村との連絡会を開始していく予定。

(3) 新型コロナウイルス禍での地域生活支援では、圏域市町村・協議会事務局からの聞き取りを実施、

個々の個人・事業所レベル、市町村レベル、圏域・広域レベルでの課題整理をすすめ、自助・共助・公助について整理を行い必要な対応をおこないたい。

(4) ネットワーク形成については、県域・圏域・市町村域の三層構造の活性化を期待したい。

4 その他

令和3年3月23日

神奈川県障害者自立支援協議会
会長 殿

神奈川県県央障害保健福祉圏域自立支援協議会
会長 鈴木 敏彦

各市町村地域生活支援拠点整備に伴う意見

時下、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、国の障害福祉施策については、障害児者の地域生活推進の強化が大きな課題としてあげられており、県央障害保健福祉圏域の各市町村においても地域生活拠点整備について検討、整備が進められています。

県央障害保健福祉ナビゲーションセンターでは、学識経験者を招いての各市町村担当者への勉強会、意見交換会を重ね県央障害保健福祉圏域自立支援協議会でも重要な課題として議論してまいりました。

しかしながら県央障害保健福祉圏域の各市町村においては、進捗に差はあるものの、医療的ケア児者や強度行動障害への対応など、各市町村単独では整備できない課題も上がっている状況です。

協議会での連携のみの対応には限界が生じているため、次の内容について県のより一層の協力をお願いしたく意見いたします。

御忙しいところ大変恐縮ですが、ご検討のほどよろしくお願い申し上げます。

意見事項

- 1 重症心身障害児、医療ケア、行動障害等ある障がい児者の緊急時の受け入れ先の確保が難しい課題があります。市町村の地域生活支援拠点システムに連動した県立施設における緊急時の対応困難なケースの受け入れ、障害サービス等地域生活支援拠点事業所配置事業の見直しによる実効性の確保が必要ではないかという意見がありました。
- 2 緊急対応整備については、緊急時対応の連絡体制、受け入れ体制、当日の移動手段の確保、深夜休日に対応にあたる施設職員、相談支援専門員等の確保という課題があります。施設職員や相談支援専門員等に対する金銭的な手当等が必要ではないかという議論がありました。こうした財政的な支援が必要ではないでしょうか。

【 県西圏域 】 障害者自立支援協議会

会長 椎野晃一

(所属) 松田町福祉課 課長

1 地域課題

- (1) 切れ目のない支援を行うための連携体制・ネットワークの構築
- (2) 障がい福祉分野の従事者・事業所・支援体制・インフォーマル等の社会資源不足
- (3) 地域生活支援拠点設置に向けた体制整備の構築

2 課題解決に向けた取組み方針

- (1) 保健・医療・教育・福祉等を含めた関係機関による連携・協力体制の強化および充実を目指す。足柄下地区に設置された基幹相談支援センター等との連携を図り、関係機関の相互共有・協働体制の強化及び充実に向けたつながり・学び合いの場を設定する。
- (2) 引き続き令和元年度から実施しているアンケートの再調査を行い、社会資源の量的不足を可視化・共有し、調査に基づく体制整備を官民協働で取り組んでいく。
- (3) 在り方検討会（事務局：県西ナビ）の提言を踏まえ、下地区・上地区の自立支援協議会において、地域生活支援拠点の5つの機能のうち優先度の高い「緊急時の受け入れ・対応」機能について、設置に向けた準備に取り組む。一方、専門的支援を要するケース（強度行動障害・医療的ケア等）については、既存のあんしんネットを活用し、地域生活支援拠点事業と並行して体制整備を進めていく。

3 取組みの結果（途中経過含む）

- (1) 令和2年度はICT等を活用し、圏域の協議会や連絡会を行った。結果として、連絡会等の開催頻度や出席者が増加している。また、小田原市基幹相談支援センターと連携を図り、連絡会やイベント等を共催で行った。
- (2) 令和元年度から継続実施しているアンケートについて再調査を行い、圏域内の連絡会等で共有している。また、その結果を踏まえ「第6期 小田原市障がい福祉計画」が策定されている。
- (3) 下地区については、令和3年中に試験的運用を行い、「緊急時の受け入れ・対応」機能を「体験の機会・場の提供」と合わせながら整備を行っている。上地区は、令和4年度末の設置に向け、検討を行なっている。

4 その他

基幹相談支援センターの設置について

令和2年12月より、足柄下地区（小田原市・箱根町・真鶴町・湯河原町）に設置・運用が開始している。

令和3年度神奈川県障害者自立支援協議会第1回研修企画部会（報告）

＜今年度の開催状況＞

- 日 時 令和3年4月22日（木） 10:00～11:45
- 会 場 かながわ県民活動サポートセンター 3階306会議室
- 出席者 別添「出席者名簿」のとおり
- 内 容

（1）研修開催スケジュールの確認

【県域】

- ・ 初任研修：7月～10月（一部映像配信含む）3コース×50人（定員）
- ・ 現任研修：10月～1月（一部映像配信含む）2コース×70人
- ・ 主任研修：10月～11月（当初の7月開催予定から変更）1コース×40人

【横浜市】

- ・ プレ研修は7月上旬から中旬、初任者研修は8月31日から11月上旬、現任研修は11月下旬から1月下旬で実施予定。

【川崎市】

- ・ プレ研修は7月上旬、初任者研修は7月下旬から9月下旬、現任研修は11月下旬から1月に実施予定。

（2）令和2年度初任者研修修了者就業状況調査

- ・ 令和2年度相談支援従事者初任者研修は新型コロナウイルスの影響により、定員を例年よりも半減させて実施。また、受講対象者も相談支援専門員として従事する予定のある者に限定して募集をした。実際に研修修了者がどの程度相談支援専門員として従事しているかの調査を行い、今後の相談支援専門員の養成の参考とするために実施。
- ・ 調査の主旨について承認を得た。調査票の用紙及び配布・回収方法については、修正を行ったうえで調査を行う。調査結果については現在集計中。

（3）主任相談支援専門員養成研修対象拡大について

- ・ 現状40名定員の枠で、受講対象者の枠を基幹相談支援センターの相談支援専門員から事務局案で拡大する方向性について、了承を得た。ただし、市町村の優先順位づけの方法や定員の市町村配分については事務局預かりとなった。

（4）専門コース別研修について

- ・ 令和3年度は障害児支援、権利擁護・成年後見制度（災害時対応）、地域移行・地域定着、意思決定支援の4コース実施の方向で承諾を得る。また、主任研修の修了者のフォローアップを想定して、国要綱にあるスーパービジョン・管理・面接技術に関するコースを追加希望が上がり、今後県と研修事務局にて協議することとした。

※年間予定（参考）

	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
研修企画部会	委員 改選		●				●			

次回：8月20日（金）15:15～17:15 かながわ県民活動サポートセンター第一会議室

令和3年度 研修実施スケジュール

資料5

5月			6月			7月			8月			9月			10月			11月			12月			1月			2月			3月					
上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬			
■令和2年度現任研修レポート																																			
			■プレ研修 (1~3コース) ①7.1-2 ②7.13-14 ③7.20-21												■主任研修 前半3日			■主任研修 後半2日																	
			□初任者研修 講義部分 (映像配信) 7.12-30						■初任者研修(1コース) 演習5日間 9.2,9.3,9.30,10.25,10.26																										
									■初任者研修(2コース) 演習5日間 9.13,9.14,10.7,11.16,11.17																										
									■初任者研修(3コース) 演習5日間 9.21,9.22,10.14,11.11,11.12																										
												□現任研修 講義部分 (映像配信)						■現任研修3日間演習(1コース)																	
																					■現任研修3日間演習(2コース)														

【令和3年度 定員】

- ・プレ研修 150名(1コース50名×3コース実施)
- ・初任者研修 150名(1コース50名×3コース実施)
- ・現任研修 140名(1コース70名×2コース実施)
- ・主任研修 40名(1コース)

【令和3年度 申込及び受講決定状況】

- ・プレ研修 申込503名(県188、横浜228、川崎87) 決定331名(県144、横浜107、川崎80)
- ・初任者研修 申込451名(県188、横浜186、川崎77) 決定304名(県150、横浜84、川崎70)
- ・現任研修 ※今後募集
- ・主任研修 ※今後募集

・専門コース別研修 障害児支援、権利擁護・成年後見制度、地域移行・地域定着、意思決定支援の4コースを実施予定。

令和3年3月までの計画相談実績

都道府県名 神奈川県

- ※1 令和2年3月末の障害福祉サービス又は地域相談支援の受給者数（なければ直近の数字）
 ※2 令和2年3月末時点での「サービス等利用計画案」作成者数（市町村に「サービス等利用計画案」が提出された実績数。介護保険法のケアプランにより支給要否決定を行っている者についても作成済人数に含む。）
 ※3 令和2年3月末の障害児通所支援の受給者数（なければ直近の数字）
 ※4 令和2年3月末時点での「障害児支援利用計画案」作成者数（市町村に「障害児支援利用計画案」が提出された実績数）
 なお、障害福祉サービスと障害児通所支援の両方を利用している場合は、それぞれに計上すること。

市区町村名	障害者総合支援法分					児童福祉法分				
	障害福祉サービス等受給者数 a (※1)	計画作成済み人数 b (※2)	bのうちセルフプラン	セルフプラン率	達成率 b/a (%)	障害児通所支援受給者数 c (※3)	計画作成済み人数 d (※4)	dのうちセルフプラン	セルフプラン率	達成率 d/c (%)
R1合計(参考)	57,451	57,435	24,470	42.6%	100.0%	25,785	25,785	14,712	57.1%	100.0%
(合計)	59,681	59,667	24,022	40.3%	100.0%	29,318	29,318	16,868	57.5%	100.0%
横浜市	24,459	24,459	11,197	45.8%	100.0%	12,336	12,336	9,001	73.0%	100.0%
川崎市	7,198	7,198	3,900	54.2%	100.0%	3,897	3,897	1,728	44.3%	100.0%
相模原市	5,909	5,909	1,980	33.5%	100.0%	2,839	2,839	1,437	50.6%	100.0%
横須賀市	2,579	2,579	948	36.8%	100.0%	893	893	146	16.3%	100.0%
鎌倉市	1,162	1,162	118	10.2%	100.0%	375	375	22	5.9%	100.0%
逗子市	382	382	3	0.8%	100.0%	127	127	0	0.0%	100.0%
三浦市	303	303	28	9.2%	100.0%	55	55	0	0.0%	100.0%
葉山町	147	147	0	0.0%	100.0%	65	65	33	50.8%	100.0%
横須賀・三浦	4,573	4,573	1,097	24.0%	100.0%	1,515	1,515	201	13.3%	100.0%
藤沢市	3,228	3,228	1,940	60.1%	100.0%	1,378	1,378	1,125	81.6%	100.0%
茅ヶ崎市	1,149	1,149	839	73.0%	100.0%	749	749	629	84.0%	100.0%
寒川町	322	315	134	42.5%	97.8%	148	148	130	87.8%	100.0%
湘南東部	4,699	4,692	2,913	62.1%	99.9%	2,275	2,275	1,884	82.8%	100.0%
平塚市	1,953	1,953	478	24.5%	100.0%	751	751	3	0.4%	100.0%
秦野市	1,381	1,381	391	28.3%	100.0%	643	643	329	51.2%	100.0%
伊勢原市	862	862	45	5.2%	100.0%	568	568	14	2.5%	100.0%
大磯町	169	169	0	0.0%	100.0%	69	69	0	0.0%	100.0%
二宮町	176	169	7	4.1%	96.0%	65	65	0	0.0%	100.0%
湘南西部	4,541	4,534	921	20.3%	99.8%	2,096	2,096	346	16.5%	100.0%
厚木市	1,417	1,417	584	41.2%	100.0%	792	792	681	86.0%	100.0%
大和市	1,619	1,619	108	6.7%	100.0%	1,140	1,140	0	0.0%	100.0%
海老名市	893	893	324	36.3%	100.0%	600	600	566	94.3%	100.0%
座間市	850	850	163	19.2%	100.0%	424	424	191	45.0%	100.0%
綾瀬市	483	483	88	18.2%	100.0%	227	227	46	20.3%	100.0%
愛川町	371	371	310	83.6%	100.0%	138	138	138	100.0%	100.0%
清川村	22	22	1	4.5%	100.0%	1	1	0	0.0%	100.0%
県央	5,655	5,655	1,578	27.9%	100.0%	3,322	3,322	1,622	48.8%	100.0%
小田原市	1,503	1,503	257	17.1%	100.0%	642	642	468	72.9%	100.0%
南足柄市	292	292	48	16.4%	100.0%	129	129	42	32.6%	100.0%
中井町	75	75	23	30.7%	100.0%	22	22	16	72.7%	100.0%
大井町	125	125	14	11.2%	100.0%	49	49	28	57.1%	100.0%
松田町	99	99	16	16.2%	100.0%	28	28	12	42.9%	100.0%
山北町	86	86	17	19.8%	100.0%	19	19	5	26.3%	100.0%
開成町	98	98	22	22.4%	100.0%	85	85	53	62.4%	100.0%
箱根町	80	80	9	11.3%	100.0%	13	13	0	0.0%	100.0%
真鶴町	120	120	1	0.8%	100.0%	8	8	1	12.5%	100.0%
湯河原町	169	169	29	17.2%	100.0%	43	43	24	55.8%	100.0%
県西	2,647	2,647	436	16.5%	100%	1,038	1,038	649	62.5%	100%

セルフプランにおける障害種別

※県独自調査

問 セルフプランにおける障害種別を把握するため、障害種別ごとに件数（内訳）を回答ください。
 ※ 重複障がいのある方は、主たる障害種別を回答してください（複数回答不可）。

市区町村名	セルフプラン	障害者総合支援法分 問 障害種別ごとに件数を回答してください						児童福祉法分 問 障害種別ごとに件数を回答してください						
		身体障がい	知的障がい	精神障がい (発達障がい除く)	発達障がい	その他	不明 (未確認含む)	セルフプラン	身体障がい	知的障がい	精神障がい (発達障がい除く)	発達障がい	その他	不明 (未確認含む)
R1合計	20,370	4,478	6,735	7,209	237	280	1,431	12,991	769	6,443	352	3,935	476	1,016
(R1構成比)	100.0%	22.0%	33.1%	35.4%	1.2%	1.4%	7.0%	100.0%	5.9%	49.6%	2.7%	30.3%	3.7%	7.9%
(合計)	24,022	5,829	8,091	8,895	258	161	788	16,868	857	7,387	243	4,925	153	3,303
(構成比)	100.0%	24.3%	33.7%	37.0%	1.1%	0.7%	3.3%	100.0%	5.1%	43.8%	1.4%	29.2%	0.9%	19.6%
横浜市	11,197	2,582	3,769	4,291	79	54	422	9,001	571	4,291	143	3,991	5	0
川崎市	3,900	1,184	1,567	1,141	精神障害との 内訳不明	8	0	1,728	0	0	0	0	0	1,728
相模原市	1,980	600	378	883	104	15	0	1,437	80	561	41	754	1	0
横須賀市	948	132	377	437	0	2	0	146	5	118	23	0	0	0
鎌倉市	118	15	25	78	0	0	0	22	0	19	3	0	0	0
逗子市	3	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
三浦市	28	12	13	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
葉山町	0	0	0	0	0	0	0	33	1	10	0	22	0	0
横須賀・三浦	1,097	160	415	520	0	2	0	201	6	147	26	22	0	0
藤沢市	1,940	375	732	829	0	3	1	1,125	92	522	18	0	0	493
茅ヶ崎市	839	97	235	264	0	5	238	629	1	3	1	0	0	624
寒川町	134	31	41	60	0	2	0	130	20	56	1	53	0	0
湘南東部	2,913	503	1,008	1,153	0	10	239	1,884	113	581	20	53	0	1,117
平塚市	478	74	115	279	0	10	0	3	3	0	0	0	0	0
秦野市	391	104	116	121	0	50	0	329	23	300	6	0	0	0
伊勢原市	45	1	24	20	0	0	0	14	0	13	0	0	1	0
大磯町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
二宮町	7	0	2	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
湘南西部	921	179	257	423	2	60	0	346	26	313	6	0	1	0
厚木市	584	197	205	112	70	0	0	681	0	681	0	0	0	0
大和市	108	34	35	39	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
海老名市	324	109	85	0	0	3	127	566	19	170	0	0	0	377
座間市	163	52	37	69	0	5	0	191	6	74	1	0	110	0
綾瀬市	88	17	39	31	0	1	0	46	2	9	0	0	35	0
愛川町	310	84	157	68	0	1	0	138	7	60	4	0	0	67
清川村	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
県央	1,578	494	558	319	70	10	127	1,622	34	994	5	0	145	444
小田原市	257	68	83	104	0	2	0	468	18	391	1	57	1	0
南足柄市	48	22	16	10	0	0	0	42	2	40	0	0	0	0
中井町	23	9	10	4	0	0	0	16	0	7	0	9	0	0
大井町	14	3	4	7	0	0	0	28	2	26	0	0	0	0
松田町	16	8	2	6	0	0	0	12	0	2	0	0	0	10
山北町	17	1	5	8	3	0	0	5	0	3	0	2	0	0
開成町	22	5	9	8	0	0	0	53	3	12	1	37	0	0
箱根町	9	3	2	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
真鶴町	1	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
湯河原町	29	8	8	13	0	0	0	24	2	19	0	0	0	3
県西	436	127	139	165	3	2	0	649	27	500	2	105	1	14

令和3年3月までの計画相談実績調査結果【相談支援専門員の実人数】

【圏域別】市町村の指定特定(障害児)相談支援事業所における相談支援専門員の実人数(令和3年3月31日現在)

No.	専従	兼務	兼務率	市町村名	計画相談支援のみ指定を受けている事業所			計画相談支援と障害児相談支援の指定をあわせて受けている事業所			合計	
					専従	兼務	小計	専従	兼務	小計	前回比	
横浜	135	491	78.4%	横浜市	74	325	399	61	166	227	626	+14
川崎	22	206	90.4%	川崎市	8	71	79	14	135	149	228	-1
相模原	37	76	67.3%	相模原市	17	50	67	20	26	46	113	-10
横三	45	74	62.2%	横須賀市	8	6	14	14	24	38	52	0
				鎌倉市	0	2	2	13	22	35	37	+3
				逗子市	1	5	6	1	12	13	19	-1
				三浦市	0	0	0	8	3	11	11	+2
				葉山町	0	0	0	0	0	0	0	0
湘南東部	25	66	72.5%	藤沢市	3	18	21	15	22	37	58	0
				茅ヶ崎市	5	3	8	2	12	14	22	+2
				寒川町	0	0	0	0	11	11	11	0
湘南西部	48	78	61.9%	平塚市	0	9	9	11	26	37	46	0
				秦野市	3	7	10	13	16	29	39	0
				伊勢原市	5	6	11	9	6	15	26	0
				大磯町	0	4	4	0	0	0	4	0
				二宮町	0	2	2	7	2	9	11	0
県央	32	111	77.6%	厚木市	2	19	21	5	15	20	41	0
				大和市	1	8	9	7	20	27	36	0
				海老名市	4	9	13	3	5	8	21	+3
				座間市	1	2	3	3	22	25	28	+1
				綾瀬市	1	9	10	1	2	3	13	0
				愛川町	2	0	2	2	0	2	4	+4
				清川村	0	0	0	0	0	0	0	0
県西	17	51	75.0%	小田原市	2	14	16	9	15	24	40	0
				南足柄市	0	9	9	1	1	2	11	+8
				中井町	0	0	0	0	0	0	0	0
				大井町	0	0	0	0	0	0	0	0
				松田町	0	0	0	0	1	1	1	0
				山北町	0	0	0	0	0	0	0	0
				開成町	0	0	0	5	4	9	9	+3
				箱根町	0	0	0	0	0	0	0	0
				真鶴町	0	0	0	0	0	0	0	0
				湯河原町	0	0	0	0	7	7	7	0
合計				137	578	715	224	575	799	1514	+28	

サービス等利用計画案におけるモニタリング設定期間について

都道府県名 神奈川県

- ※1 計画作成済み人数は、別紙1のa、dからセルフプランを除いた数と一致すること。
 ※2 モニタリング設定期間は支給決定の際に定めた期間とし、モニタリング期間が途中で変更になる場合は3月時点で判断する。
 ※3 ケアプランの者でモニタリング期間が把握できない者についてはその他へ計上すること。

No.	市区町村名	障害者総合支援法分								児童福祉法分							
		障害福祉サービス等受給者数	モニタリング設定期間							障害児通所支援受給者数	モニタリング設定期間						
			毎月	2ヶ月	3ヶ月	4ヶ月	6ヶ月	12ヶ月	その他		毎月	2ヶ月	3ヶ月	4ヶ月	6ヶ月	12ヶ月	その他
	R1合計(参考)	34,393	1,396	736	12,397	1,359	12,217	2,581	3,707	12,088	193	69	889	1,519	6,437	1,566	1,415
	(合計)	35,659	1,306	990	15,428	515	14,065	1,554	1,801	12,450	208	163	1,189	1,787	7,023	817	1,263
1	横浜市	13,262	755	852	8,246	275	2,357	337	440	3,335	3	126	352	778	902	81	1093
2	川崎市	3,298	0	0	708	0	2,590	0	0	2,169	0	0	0	0	2,169	0	0
3	相模原市	3,929	40	15	1,912	0	1,888	44	30	1,402	11	4	343	0	1,041	0	3
4	横須賀市	1,631	29	2	743	0	697	0	160	747	17	0	64	0	621	0	45
5	平塚市	1,475	131	39	290	97	707	62	149	748	92	0	0	651	5	0	0
6	鎌倉市	1,044	44	34	412	51	435	1	67	353	3	3	84	27	236	0	0
7	藤沢市	1,288	76	8	394	41	410	21	338	253	4	8	125	25	25	0	66
8	小田原市	1,246	0	1	543	0	593	2	107	174	0	0	2	0	172	0	0
9	茅ヶ崎市	310	4	7	86	10	90	3	110	120	7	10	13	5	62	0	23
10	逗子市	379	1	0	26	2	251	20	79	127	0	0	56	0	65	0	6
11	三浦市	275	16	2	129	1	122	1	4	55	3	0	5	2	44	0	1
12	秦野市	990	99	5	177	12	563	98	36	314	28	1	16	195	64	2	8
13	厚木市	833	4	0	365	0	463	1	0	111	2	1	17	12	78	0	1
14	大和市	1,511	0	0	43	1	490	858	119	1,140	4	3	6	52	342	733	0
15	伊勢原市	817	35	3	387	10	330	6	46	554	5	5	36	36	472	0	0
16	海老名市	569	32	17	206	1	263	50	0	34	4	1	19	1	9	0	0
17	座間市	687	6	1	111	0	526	14	29	233	0	0	6	0	226	0	1
18	南足柄市	244	0	0	208	0	36	0	0	87	0	0	0	0	87	0	0
19	綾瀬市	395	7	0	57	0	305	1	25	181	17	0	0	0	164	0	0
20	葉山町	147	0	1	57	1	88	0	0	32	0	0	0	0	32	0	0
21	寒川町	188	14	0	14	0	145	6	9	18	5	0	0	0	8	0	5
22	大磯町	169	1	0	17	6	144	1	0	69	0	0	13	0	52	0	4
23	二宮町	169	0	0	14	5	130	1	19	65	1	1	10	0	46	0	7
24	中井町	52	2	0	16	1	31	2	0	6	0	0	0	1	5	0	0
25	大井町	111	1	1	42	1	62	1	3	21	0	0	6	1	14	0	0
26	松田町	83	2	0	23	0	54	4	0	16	0	0	4	1	11	0	0
27	山北町	69	3	0	23	0	27	1	15	14	0	0	2	0	12	0	0
28	開成町	76	4	2	25	0	42	1	2	32	1	0	5	0	26	0	0
29	箱根町	71	0	0	20	0	48	0	3	13	1	0	2	0	10	0	0
30	真鶴町	119	0	0	59	0	60	0	0	7	0	0	3	0	4	0	0
31	湯河原町	140	0	0	45	0	84	0	11	19	0	0	0	0	19	0	0
32	愛川町	61	0	0	20	0	23	18	0	0	0	0	0	0	0	0	0
33	清川村	21	0	0	10	0	11	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律案の全体像

◎医療的ケア児とは

【取扱注意・照会厳禁】

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為）を受けることが不可欠である児童（18歳以上の高校生等を含む。）

立法の目的

- 医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加
- 医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となっている
- ⇒医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資する
- ⇒安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与する

基本理念

- 1 医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援
- 2 個々の医療的ケア児の状況に応じ、切れ目なく行われる支援
医療的ケア児が医療的ケア児でない児童等と共に教育を受けられるように最大限に配慮しつつ適切に行われる教育に係る支援等
- 3 医療的ケア児でなくなった後にも配慮した支援
- 4 医療的ケア児と保護者の意思を最大限に尊重した施策
- 5 居住地域にかかわらず等しく適切な支援を受けられる施策

国・地方公共団体の責務

保育所の設置者、学校の設置者等の責務

	国・地方公共団体による措置	保育所の設置者、学校の設置者等による措置
支援措置	<ul style="list-style-type: none"> ○医療的ケア児が在籍する保育所、学校等に対する支援 ○医療的ケア児及び家族の日常生活における支援 ○相談体制の整備 ○情報の共有の促進 ○広報啓発 ○支援を行う人材の確保 ○研究開発等の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○保育所における医療的ケアその他の支援 →看護師等又は喀痰吸引等が可能な保育士の配置 ○学校における医療的ケアその他の支援 →看護師等の配置
	医療的ケア児支援センター（都道府県知事が社会福祉法人等を指定又は自ら行う） <ul style="list-style-type: none"> ○医療的ケア児及びその家族の相談に応じ、又は情報の提供若しくは助言その他の支援を行う ○医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関等への情報の提供及び研修を行う 等 	

施行期日：公布日から起算して3月を経過した日

検討事項：法施行後3年を目途としてこの法律の実施状況等を勘案した検討

医療的ケア児の実態把握のための具体的な方策／災害時における医療的ケア児に対する支援の在り方についての検討

資料8

当事者目線の障がい福祉に係る将来展望検討委員会

第1回（令和3年7月9日）

資料2

当事者目線の障がい福祉に係る 将来展望検討委員会の進め方について

令和3年7月9日

神奈川県 福祉子どもみらい局

1

「障害者支援施設における利用者目線の支援推進検討部会」報告書(抜粋)

IV さらなる検討の方向性

1 地域共生社会の実現に向けて

県では、「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念の普及が進められているが、今後、意思決定支援や地域生活移行支援などに取り組む中では、いかなる障がいがあっても、地域に包摂される共生社会づくりにまい進していくことをあらためて決意すべきである。地域共生社会の実現に向け、市町村では、多様で複合的な支援ニーズに対応するため、障がい福祉などの分野を超えた、包括的な支援体制の整備を進めようとしており、こうした状況を明確に視野に入れる必要がある。

2 県におけるこれまでの障がい福祉行政の振り返り

今回の検証は、主に身体拘束という側面から行われたものであり、県立障害者支援施設の支援全体を俯瞰しているわけではない。今回、確認した利用者的人数においても、振り返って確認した年数においても、一定程度の検証が行われたが、なぜ、その利用者の支援がそのようなものであったのかの十分な解明に至っていない。また、これまでの支援について、制度的にも振り返る機会があったにもかかわらず、利用者目線の支援に転換できなかった原因についても明らかになっていない。

そのためには、これまでの県立障害者支援施設の支援をより詳細に調べる必要がある。県においても、これまでの障がい福祉行政を振り返り、刻々と変化していく時代の波に対応していけるような組織体制をつくる必要がある。

3 県立障害者支援施設のあり方を含めた利用者目線の支援の推進方策について

県立障害者支援施設の役割として、これまで、民間施設で対応困難な重度の障がい者を受け入れてきた経過があるが、特に強度行動障がいのある人については、個別的な支援が必要なため、大規模な入所型の施設における集団の中での支援では限界があり、より個別的な支援が可能となる生活環境を考えるべきである。

また、利用者目線の支援を進めていくためには、利用者本人の希望に応じることができるよう、地域のサービス基盤をしっかりと整備していく必要がある。

今後の県立障害者支援施設のあり方については、こうした社会資源の整備状況を見ながら、民間施設や事業者を含めて県全体で検討していく必要があり、県立障害者支援施設の指定管理者の選定に当たって、求められる役割の変化に対応して、選定基準や業務の基準などの内容について見直すことも必要である。

このようなことから、今後、県立障害者支援施設のあり方を含め、意思決定支援の全県展開など、利用者目線の支援をより実践していくための方策を検討する本人を中心とした具体的な会議体を設置し、未来への工程表を示していく必要がある。

2

当事者目線の障がい福祉に係る将来展望検討委員会設置要綱(抄)

(設置目的)

第1条 障がい者支援の長期的な将来展望の検討とともに、その姿を見据えた今後の県立障害者支援施設のあり方や当事者目線の障がい福祉に係る理念や実践について検討するため、当事者目線の障がい福祉に係る将来展望検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1)障がい者支援の長期的な将来展望の検討に関する事項
- (2)意思決定支援の全県展開など、当事者目線の障がい福祉に係る理念や実践の検討に関する事項
- (3)県立障害者支援施設のあり方の検討に関する事項

(構成員等)

第3条 委員会は、学識経験のある者、障がい者及び障がい者の福祉に関する事業に従事する者等により10名をもって構成する。

2 委員の任期は、令和4年3月31日までとする。

(略)

附則

この要綱は、令和3年6月21日から施行する。

3

当事者目線の障がい福祉に係る将来展望検討委員会の検討スケジュール

○ 検討スケジュールについては以下を予定している

時期	回	検討内容等	備考
7月9日	第1回	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員長選出 ・ 委員会の所掌の確認 ・ 今後の進め方(事務局からの説明) ・ 県立障害者支援施設のあり方を含めた障がい福祉の将来展望(1) 	
8月中旬	第2回	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県立障害者支援施設のあり方を含めた障がい福祉の将来展望(2) 	必要に応じゲストスピーカーを招聘
8月下旬	第3回	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県立障害者支援施設のあり方を含めた障がい福祉の将来展望(3) 	〃
9月中旬	第4回	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県立障害者支援施設のあり方を含めた障がい福祉の将来展望(4) ・ 「県立障害者支援施設のあり方についての中間的な論点整理(仮)たたき台について 	〃
10月初旬	第5回	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「県立障害者支援施設のあり方についての中間的な論点整理(仮)(案)について 	

※ 委員会は「県立障害者支援施設のあり方についての中間的な論点整理(仮)」成案後、引き続き月に1回程度のペースで、「当事者目線の障がい福祉」に関する議論を続け、年度内に報告書を取りまとめる

4

ご議論いただく際の視点について(案)

- 2040年頃の本県の障がい福祉の将来像を展望し、その実現に向けて、中長期的な視点から、行政、事業者、県民がどのように取組んでいくべきか議論をお願いしたい

※ 本県が目指す障がい福祉の将来像

「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念が浸透し、本人の意思決定を踏まえた、その人らしい生活を支える当事者目線のサービス基盤の整備が進んだいのち輝く地域共生社会(詳細は別紙)

- 近年の政策動向及び国の社会保障に関する先行研究等を踏まえると、次のような視点(案)が考えられるのではないかと

- ① 津久井やまゆり事件を契機に、地域共生社会の実現を図っていくべきではないか
- ② 障がい福祉において、家族目線・支援者目線ではなく、当事者目線の考えを徹底するべきではないか(意思決定支援など)
- ③ 強度行動障がい、高齢障がい者、医療的ケア児など困難性の高い支援課題に対し、県として果敢に取り組むべきではないか(地域の担い手の確保、人材育成など)
- ④ 障がい者は地域社会を構成する一員であり、本人が希望する場所で、尊厳をもって、その人らしく暮らすことが当たり前であるべきではないか(社会資源の充実、サービス基盤の整備など)
- ⑤ 障がい者故の価値の創造や、SDG'sの「誰一人取り残さない」持続可能な多様性と包摂性のある社会の実現を目指すという理念を生かすべきではないか

- なお、先の「障害者支援施設における利用者目線の支援推進検討部会」報告書において、「県立施設のあり方について、民間施設の状況も踏まえ、さらなる検討を行うべき」旨提言されていること、また、神奈川発の当事者目線の新しい障がい福祉のスタートを、令和5年度(次期指定管理開始期)からと考えていることから、障がい福祉の将来像を議論する中で、まずは、障害者支援施設のあり方について論点整理を行っていただきたい

5

本県が目指す障がい福祉の将来像(長期的なビジョン)の具体的なイメージ

別紙

(障がい者差別解消)

- ① 「ともに生きる社会かながわ憲章」の普及啓発が必要ではなくなるほど県民に十分認知され、障がい者に対する差別事例が減少していること
- ② 障がいを理由とするあらゆる差別が効果的な法的保護の下で禁止され、合理的配慮が提供されていること

(障がい福祉施策)

- ③ 障がい者が、意思決定支援により、本人の意思に沿った当事者目線の障害福祉サービス等の必要な支援を受けることができ、また、どこで誰と生活するかを選択する機会が確保されていること
- ④ 障害者支援施設における虐待ゼロを目指して、権利擁護がなされ、絶えず支援の検証と見直しが行われていること

(生活水準、労働)

- ⑤ 障がい者及び家族に、十分な生活水準が確保され、必要に応じ、困窮対策や住宅施策の活用ができること
- ⑥ 障がい者が、それぞれ役割、希望に沿って働くことができること

(文化的生活、社会参加、活躍支援)

- ⑦ 障がい者が、レクリエーション、余暇及びスポーツに参加する機会を確保できていること
- ⑧ 障がい者が、文化芸術やスポーツなどの分野で能力を生かして活躍できること

(情報アクセス、地域共生その他)

- ⑨ 障がい者が、表現及び意見の自由並びに情報へのアクセスを確保できていること
- ⑩ 障がい者が、地域の担い手となり、その地域で支え合いながら、安心して暮らせること

6

「県立障害者支援施設のあり方」について議論を進める上での視点(案)

- 県立の障害者支援施設は、昭和36年以降、時代の要請に対応し、直営施設として順次整備が行われ、その後、民間移譲や指定管理者制度への移行が進められてきた経過があるが、今日、民間では対応できない重度重複の障がい者や、強度行動障がいのある者、医療的ケアが必要な障がい者の受入といった役割を担っている。
- しかしながら、先の「障害者支援施設における利用者目線の支援推進検討部会」では、県立障害者支援施設6施設の検証を行ったが、取りまとめられた報告書において、これまで、利用者目線ではない、不適切な支援が行われている事例があったとの指摘を受けたことから、管理監督する立場にある県の指導態勢も併せて改善を進めている。
- 同検討部会報告書において、「県立施設のあり方について、民間施設の状態も踏まえ、さらなる検討を行うべき」旨提言されていること、また、神奈川発の当事者目線の新しい障がい福祉のスタートを、令和5年度(次期指定管理開始期)からと考えていることから、障がい福祉の将来像を議論する中で、まずは、障害者支援施設のあり方について論点整理を行っていただきたい。

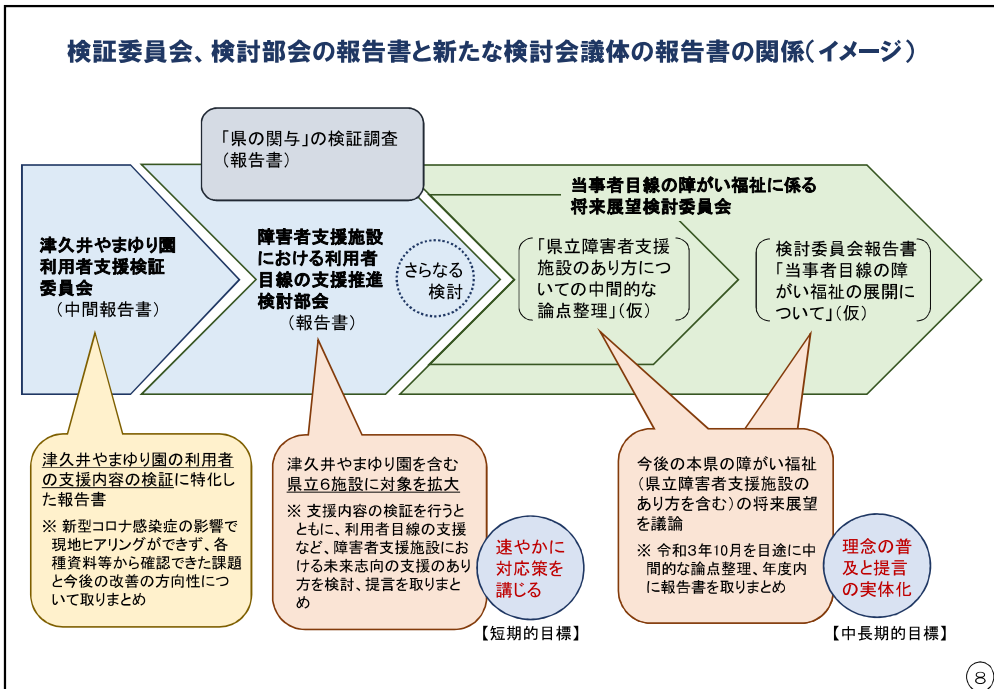
【議論を進める上で考えられる視点(案)】

- ① 地域生活支援拠点の役割を持たせ、緊急時に対応できる短期入所の整備を必須としてはどうか
- ② 相談支援の機能と人材育成の機能を充実させることとしてはどうか
- ③ 長期の入所者の地域移行を加速させるとともに、通過施設(有期限の入所期間)として位置づけることとしてはどうか
- ④ 長期入所の定員は漸減させるとし、終の棲家を念頭に置いた新規の入所については、原則として、行わないこととしてはどうか
- ⑤ 民間では担えない理由を明確にし、目的を達成するために必要な実施態勢についても検討してはどうか

▼

✓ 民間事業者の提供サービスの実態を踏まえ、中長期的な視点から、県立障がい者支援施設の果たす役割をどう再定義するのか、オール神奈川での議論につなげる

7



津久井やまゆり園の再生について

「津久井やまゆり園再生基本構想（平成 29 年 10 月）」に基づく、施設整備や新施設への利用者の移行について、取組状況を報告する。

(1) 施設整備等

令和 3 年度中にすべての利用者の入所が完了するよう、これまで利用者が生活していた千木良地域の「津久井やまゆり園」に加え、利用者の仮居住先となっている芹が谷地域に「芹が谷やまゆり園」を整備する。

ア 工事の進捗

(ア) 津久井やまゆり園

期 間：令和元年 12 月～3 年 5 月

内 容：居住棟等の新築工事

管理棟、厨房棟、体育館等の改修工事

実施状況：令和 2 年 1 月着工

令和 3 年 5 月 31 日竣工

令和 3 年 6 月 15 日引渡し

供用開始：令和 3 年 8 月 1 日

そ の 他：令和 3 年 7 月 4 日、新園舎で開所式を開催

(イ) 芹が谷やまゆり園

期 間：令和元年 12 月～3 年 9 月

内 容：民間活力を活用した「設計施工一括発注方式」による施設整備

実施状況：令和 2 年 10 月着工

令和 3 年 7 月現在、居住棟の内装工事等を実施中

供用開始：令和 3 年 12 月予定

イ 鎮魂のモニュメントの整備

ご遺族の意向を伺いながら、制作を進めている。

(ア) コンセプト

- ・ 津久井やまゆり園事件で命を奪われた利用者への「鎮魂」
- ・ 事件を風化させないための「後世へのメッセージ」
- ・ 偏見や差別のないともに生きる社会を目指す「誓い」

(イ) デザイン

a 水鏡

- ・ 月に一度の月命日には、器は水で満たされ大きな水鏡となる。

- ・ 器の底面に「ともに生きる社会かながわ憲章」を彫り込む。
- ・ 水鏡のまわりから水が19本流れ落ちるデザインとする。

b その他

- ・ ベンチには県産石材（本小松石）を使用し、献花台のデザインや碑に記す文章については、ご遺族の意向を尊重しながら対応していく。

(ウ) 今後のスケジュール

令和3年7月中旬 整備完了予定

7月20日 津久井やまゆり事件の追悼式において鎮魂のモニュメントでの献花

(2) 津久井やまゆり園及び芹が谷やまゆり園への利用者の移行

- ・ 移行に当たっては、平成29年から令和2年末まで行ってきた意思決定支援の結果を尊重し、現時点で考えられる移行先を、令和3年4月に利用者本人やご家族にお知らせした。
- ・ その段階での移行先の内訳は、津久井やまゆり園に44名、芹が谷やまゆり園に57名、その他グループホーム等に18名であった。
- ・ なお、利用者の中には両方の施設やグループホームを体験したいという方もおり、そういう方には引き続き移行の見極めを行っているため、8月の入所までに移行先が変更になることもあり得る。
- ・ 8月以降も、利用者一人ひとりが自らの意思が反映された生活を送ることができるよう、意思決定支援の取組を継続していく予定である。

資料10

【神奈川県障害者自立支援協議会】

意思決定支援の全県展開に向けた取組について



ともに生きる社会
かながわ憲章

Kanagawa Prefectural Government

令和3年7月16日

神奈川県福祉子どもみらい局共生推進本部室
意思決定支援グループ

部会報告書で言われていることの確認

“ 現在は、意思決定支援の取組を通して、利用者の気持ちや思いを汲み取り、支援を行っていることが確認された。”

(「障害者支援施設における利用者目線の支援推進検討部会報告書」P.24抜粋)

▶ **津久井やまゆり園の取組は一定の評価を得ている。**

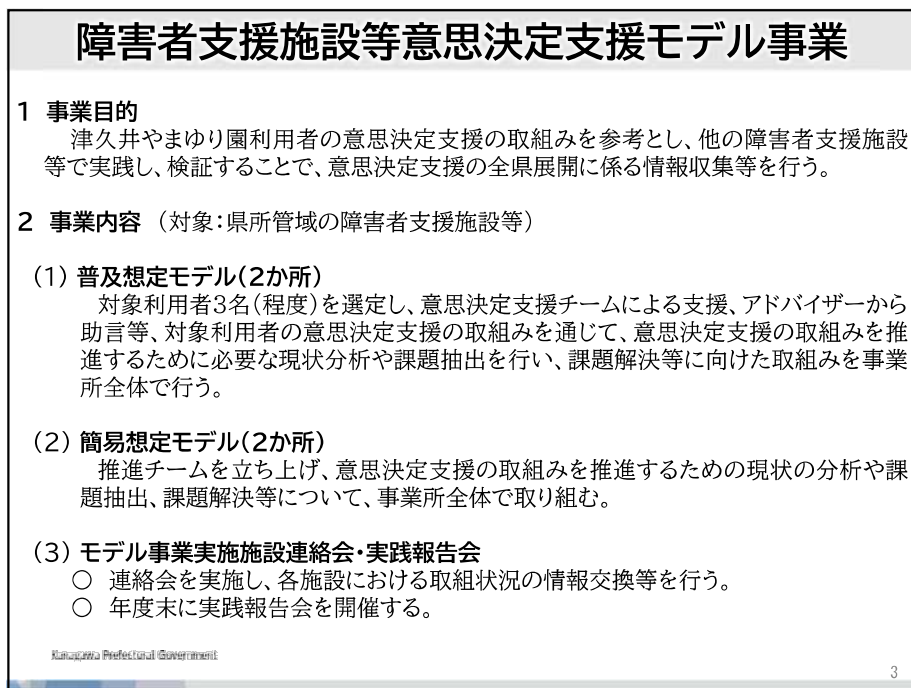
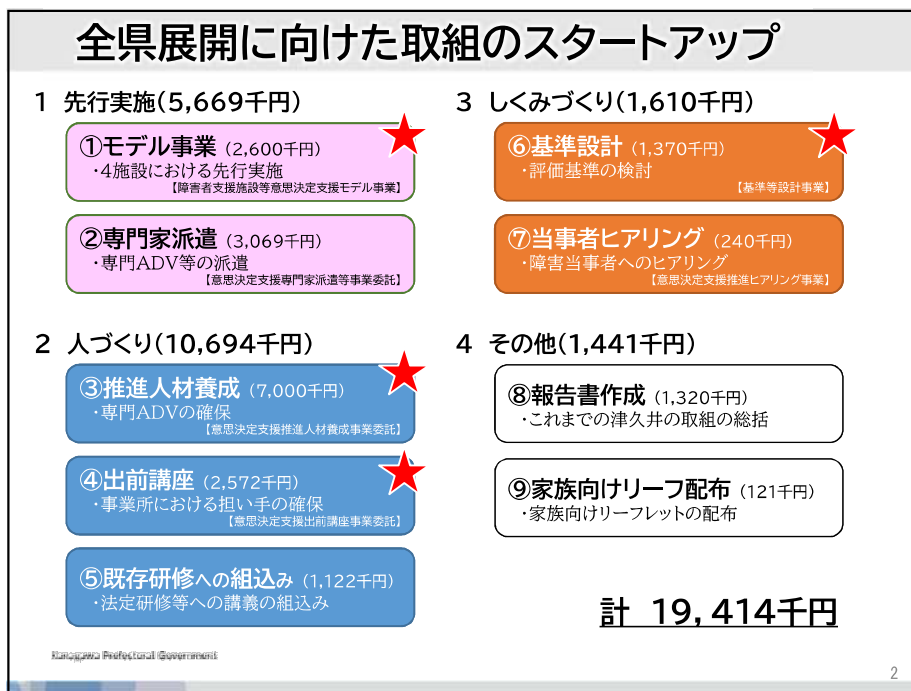
“ 意思決定支援を民間施設も含め広く定着させるためには、意思決定支援専門アドバイザー等の専門家の派遣といったコンサルテーションやスーパービジョンの提供、事業所間相互の連携による情報交換や課題の検討、インフォーマルも含めた地域資源の開発など、地域を巻き込んだ仕組みづくりが必要 ”

(同報告書 P.96抜粋)

▶ **津久井やまゆり園にとどまらず、
県内に広めていくことが求められている。**

Kanagawa Prefectural Government

1



「普及想定モデル」と「簡易想定モデル」		
	普及想定モデル	簡易想定モデル
対 象	障害者支援施設等	障害者支援施設等
期 間	1年間	1年間
事業内容	1 対象者3名程度の選定	1 事業所における意思決定支援の現状、課題、解決策、実施(評価)に取組む 等
	2 意思決定支援チームの設置 (例)本人、管理者、サビ管、支援員、相談、アドバイザー、アドバイザー候補者、県	2 推進チームの設置 (例)管理者、サビ管、支援員、県
	3 会議を年12回以上実施 (毎月1回程度)	3 取組み等を年12回程度
	4 実施施設連絡会 (年3回程度)	4 実施施設連絡会 (年3回程度)
	5 実践報告会 (3月頃)	5 実践報告会 (3月頃)
備 考		※ 次年度、普及想定モデルへ移行を想定

Nagasaki Prefectural Government

4

意思決定支援推進人材養成事業

1 事業目的

事業所や利用者の意思決定支援を推進する役割を担える人材を養成する。

2 事業内容

- 利用者の意思決定を推進する役割を担える人材を6名程度養成する。
- 意思決定支援専門アドバイザー（以下、アドバイザー）から推薦して頂いた人材を、アドバイザーの実践場面やアドバイザー会議に同席し、実践終了直後に振り返りや助言等を行うなどのライブスーパービジョン手法や先駆的な実践現場の見学・研修の受講等を通して養成する。

Nagasaki Prefectural Government

5

意思決定支援専門アドバイザー / 意思決定支援推進人材養成事業 候補者		
専門領域	意思決定支援専門アドバイザー	候補者
相談支援に精通する実践的な指導者	(特非)かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワーク相談役 富岡 貴生	(社福)川崎市社会福祉事業団 事務局総務課長 安保 博史
	(特非)かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワーク理事 小川 陽	(社福)常成福祉会 丹沢レジデンシャルホーム 施設長 岡西 博一
障害者の権利擁護・地域生活支援に関する有識者	和泉短期大学 教授 鈴木 敏彦	(社福)訪問の家 旭地区センター長 白鳥 基裕
	東洋大学 教授 高山 直樹	(特非)藤沢相談支援ネットワーク ふじさわ基幹相談支援センターえぼめいく 所長 吉田 展章
法律の専門家	みなと横浜法律事務所 弁護士 内嶋 順一	田園調布学園大学 講師 望月 隆之
	法律事務所インテグリティ 弁護士 菊地 哲也	滝大さん橋法律事務所 弁護士 佐藤 美由紀
	神奈川みなと法律事務所 弁護士 角田 勝政	

Kanagawa Prefectural Government

6

意思決定支援出前講座事業(人材育成)

1 事業目的

厚生労働省から示された障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン(平成29年3月31日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)を活用した研修プログラム等を通じて、障害福祉サービス等の意思決定支援を実践するために必要な知識や技術の向上等を資することを目的とする。

2 事業内容

(1) **ガイドライン研修** (オンラインで5回開催予定)

障害福祉サービス事業所の職員等を対象に、意思決定支援ガイドラインの内容等を現場で実践できることを目的とした研修。

(2) 専門研修

3 募集時期

募集時期:**8月**

周知方法:**『障害福祉情報サービスかながわ』で募集**予定。

Kanagawa Prefectural Government

7

アンケート調査について

【調査期間】

令和3年5月27日～6月18日

【方法】

「障害福祉情報サービスかながわ」に掲載の上、電子メールで回答

【対象】

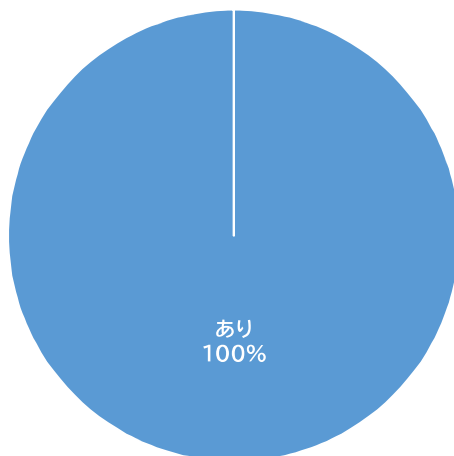
県所管域に所在する障害者支援施設及び県立の障害者支援施設
49施設

【回収率】

32施設 65.3%（7月2日現在）

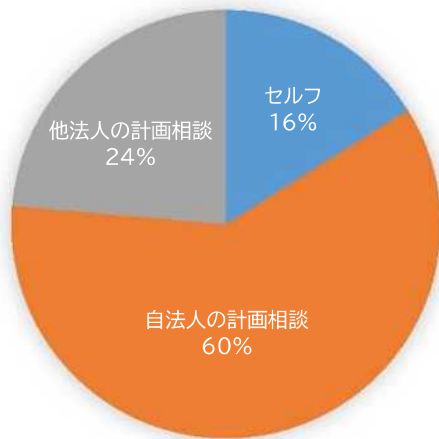
調査概要(中間報告) ①

問1 個別支援計画や生活支援の中で、利用者の意思決定を支援するために、事業所として具体的に取り組んでいることがありますか。



調査概要(中間報告) ②

問5 サービス等利用計画(令和3年4月1日現在)の作成状況について教えてください。



障害者総合支援法及び児童福祉法に係る基準条例の改正について

(令和3年7月16日)

1 令和3年4月1日に改正施行するとともに、今後改正を予定している条例

- (1) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年神奈川県条例第5号)
- (2) 地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年神奈川県条例第6号)
- (3) 指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年神奈川県条例第7号)
- (4) 指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年神奈川県条例第8号)
- (5) 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年神奈川県条例第9号)
- (6) 指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年神奈川県条例第10号)
- (7) 障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年神奈川県条例第11号)
- (8) 福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年神奈川県条例第12号)
- (9) 障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年神奈川県条例第13号)

2 改正の概要

(1) 令和3年4月1日改正施行関係

ア 各条例に共通する事項

- (ア) 利用者の人権の擁護等のため、必要な体制を整備するとともに、従業者(職員)に対して研修の実施等の措置を講じなければならないこととした。(令和4年3月31日までは努力義務。)
- (イ) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催、従業者(職員)に対する研修等を実施しなければならないこととした。(令和4年3月31日までは努力義務。)
- (ウ) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の開催、指針の整備、従業者(職員)に対する研修の実施等の措置を講じなければならないこととした。(令和4年3月31日までは努力義務。)
- (エ) 感染症や非常災害の発生時における業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるとともに、従業者(職員)に対する研修及び訓練等を実施しなければならないこととした。(令和6年3月31日までは努力義務。)

- (オ) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催、指針の整備、従業者（職員）に対する研修及び訓練の実施等の措置を講じなければならないこととした。（令和6年3月31日までは努力義務。）
- (カ) 避難訓練等の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととした。
- (キ) 性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより就業環境が害されることを防止するため必要な措置を講じなければならないこととした。
- (ク) 児童発達支援管理責任者及びサービス管理責任者が個別支援計画について意見を求める会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができることとした。
- (注1) 「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」については、上記（ア）、（イ）、（ウ）、（キ）及び（ク）を除く。
- (注2) 「地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例」及び「福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例」については、上記（ウ）及び（ク）を除く。

イ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例関係

- (ア) 障害児入所施設等は、消火設備等の設置、非常災害に関する計画の策定、非常災害の発生時の体制の整備、定期的な訓練等を行わなければならないこととした。（第12条の2関係）
- (イ) 乳児院等に置くべき心理療法担当職員及び心理指導担当職員の資格要件について、大学院において心理学を専修する研究科を修めて卒業した者を追加することとした。（第27条、第36条、第57条、第67条、第91条、第99条関係）
- (ウ) 主として知的障害のある児童又は盲児若しくはろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設に置くべき児童指導員及び保育士の員数をおおむね児童の数を4で除して得た数以上とすることとした。（令和4年3月31日まではなお従前の例によることができる経過措置あり。）（第67条関係）
- (エ) 福祉型児童発達支援センターにおいて、医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には、看護職員を置かなければならないこととするとともに、福祉型児童発達支援センターに置くべき人員に関する基準について規定の整備を行った。（第81条関係）

ウ 地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例関係

職員の勤務体制の確保、職員によるサービスの提供及び職員の研修の機会の確保をしなければならないこととした。（第12条関係）

エ 指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例関係

- (ア) 事業所に置くべき従業者の基準について、障害福祉サービス経験者を除くこ

ととした。(令和5年3月31日までは従前の例によることができる経過措置あり。)(第6条、第56条、第73条、第79条関係)

- (イ) 指定児童発達支援事業所等において、医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には、看護職員を置かなければならないこととした。(第6条、第7条、第73条関係)
- (ウ) 指定児童発達支援事業所等に機能訓練担当職員又は看護職員を置いた場合において、当該機能訓練担当職員又は看護職員が指定児童発達支援等の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援等の提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員又は看護職員の数を事業所に置くべき児童指導員又は保育士の合計数に含めることができることとするとともに、その合計数の半数以上は児童指導員又は保育士でなければならないこととした。(第6条、第7条、第73条関係)
- (エ) 心理指導担当職員の資格要件について、大学院において心理学を専修する研究科を修めて卒業した者を追加することとした。(第81条の3関係)
- (オ) 運営規程等を施設に備え付け、関係者に自由に閲覧させることにより掲示に代えることができることとした。(第44条関係)

オ 指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例関係

- (ア) 主として知的障害のある児童又は盲児若しくはろうあ児を入所させる指定福祉型障害児入所施設に置くべき児童指導員及び保育士の員数をおおむね障害児の数を4で除して得た数以上とすることとした。(令和4年3月31日まではなお従前の例によることができる経過措置あり。)(第5条関係)
- (イ) 指定福祉型障害児入所施設の職務に従事する心理指導担当職員に関する基準を定めることとした。(第5条関係)
- (ウ) 運営規程等を施設に備え付け、関係者に自由に閲覧させることにより掲示に代えることができることとした。(第41条関係)
- (エ) 指定障害者支援施設の指定を受けた指定福祉型障害児入所施設に係る人員及び設備に関する基準の経過措置について、令和4年3月31日まで延長することとした。(平成30年神奈川県条例第59号附則第2項関係)

カ 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例関係

- (ア) 指定居宅介護、指定重度訪問介護、指定同行援護又は指定行動援護を行う事業者についても、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととするとともに、身体的拘束等を行う場合は、その態様等を記録しなければならないこととした。(第36条の2関係)
- (イ) 運営規程等を施設に備え付け、関係者に自由に閲覧させることにより掲示に代えることができることとした。(第36条、第74条、第94条関係)

- (ウ) 通常の事業所に新たに雇用された利用者が指定就労定着支援の利用を希望する場合には、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならないこととした。(第 87 条の 2、第 183 条関係)
- (エ) 指定就労移行支援事業所に置くべき就労支援員について、常勤であることを要しないこととした。(第 163 条関係)
- (オ) 指定就労移行支援事業者は、利用者が指定就労定着支援の利用を希望する場合には、指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならないこととした。(第 170 条関係)
- (カ) 指定就労継続支援 A 型事業者は、運営状況に関する事項に関し自ら評価を行い、その結果を公表しなければならないこととした。(第 184 条の 3 関係)
- (キ) 指定就労定着支援事業者は、利用者に対して必要な支援を提供するに当たって、テレビ電話装置等により行うことができることとした。(第 194 条の 8 関係)
- (ク) 指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において利用者が居宅介護又は重度訪問介護を利用する場合の特例措置について、令和 6 年 3 月 31 日まで延長することとした。(附則第 6 項、第 7 項関係)

キ 指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例関係

- (ア) 指定障害者支援施設に置くべき就労支援員について、常勤であることを要しないこととした。(第 5 条関係)
- (イ) 就労移行支援の提供に当たっては、利用者が指定就労定着支援の利用を希望する場合には、指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならないこととした。(第 36 条関係)
- (ウ) 就労継続支援 B 型の提供に当たっては、利用者が指定就労定着支援の利用を希望する場合には、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならないこととした。(第 36 条関係)
- (エ) 運営規程等を施設に備え付け、関係者に自由に閲覧させることにより掲示に代えることができることとした。(第 52 条関係)
- (オ) 福祉型障害児入所施設に係る指定障害児入所施設等の指定を受けた指定障害者支援施設に係る人員及び設備に関する基準の経過措置について、令和 4 年 3 月 31 日まで延長することとした。(平成 30 年神奈川県条例第 61 号附則第 2 項関係)

ク 障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例関係

- (ア) 通常の事業所に新たに雇用された障害者が指定就労定着支援の利用を希望する場合には、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならないこととした。(第 43 条の 2、第 82 条関係)
- (イ) 就労移行支援事業所に置くべき就労支援員について、常勤であることを要し

ないこととした。(第 62 条関係)

(ウ) 就労移行支援事業者は、利用者が指定就労定着支援の利用を希望する場合には、指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならないこととした。

(第 67 条関係)

(エ) 就労継続支援 A 型事業者は、運営状況に関する事項に関し自ら評価を行い、その結果を公表しなければならないこととした。(第 83 条の 3 関係)

ケ 福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例関係

職員の勤務体制の確保、職員によるサービスの提供及び職員の研修の機会の確保をしなければならないこととした。(第 10 条関係)

コ 障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例関係

(ア) 障害者支援施設に置くべき就労支援員について、常勤であることを要しないこととした。(第 4 条関係)

(イ) 就労移行支援の提供に当たっては、利用者が指定就労定着支援の利用を希望する場合には、指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならないこととした。(第 25 条関係)

(ウ) 就労継続支援 B 型の提供に当たっては、利用者が指定就労定着支援の利用を希望する場合には、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならないこととした。(第 25 条関係)

(2) 令和 3 年 7 月下旬改正施行予定

ア 各条例に共通する事項

各条例において書面で行うことが規定され、又は想定されるものについては、書面に代えて、電磁的記録等により行うことができることとした。